

令和元年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和元年 9月 6日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより定例会を開催いたします。

本日、令和元年第3回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、出席をいただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和元年第3回川本町議会定例会を開会いたします。

それでは、ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、6番片岡議員、7番大畑議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日6日から12日までの7日間とし、本日は、諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議、質疑までを行います。質疑は各会計決算認定議案を除いた全議案であります。

々

なお、「議案第98号」については、本日、討論・採決まで行う予定です。

々

次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託し、本日6日から10日までの3日間の審査予定としております。

々

本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会、決算特別委員会を開催し、その後、議会運営委員会を開催、終了後、各常任委員会を開催する予定としております。

々

11日は、午前9時30分より本会議を開き、一般質問を行います。

本会議終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしておりますので、申し上げておきます。

- 議長 最終日の12日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決する予定としております。
- 々 以上、この予定表(案)のとおり決定することに、ご異議はありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日6日から12日までの7日間とすることに決定いたしました。
- 々 お諮りいたします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣」の件のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 皆さん、おはようございます。
令和元年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 9月に入りまして、町内いたるところで稲刈りの風景が見られ、いよいよ秋だなという様相になってまいりました。これから本格的な台風シーズンを迎えることとなりますが、実り多い秋になってくれることを願うところでございます。

番外
三宅町長

昨年の豪雨災害から1年が経ち、町内で被災された皆さんにおかれましては、それぞれ新しい生活環境の中で頑張っておられます。

7月6日にごございました坂町の犠牲者追悼式には本町から議長・副議長や町民代表とともに参列いたしました。昨年は本町も被災する中、姉妹都市らしい支援をいただいたと改めて感謝を受けました。今なお多くの方々が避難生活を続けておられ、一日も早く、安心して元の生活に戻られますことを願っております。

今年は、お盆の最中である8月15日に超大型で強い勢力の台風10号が西日本を縦断し、各地区のイベントやJRの運行中止により、帰省された方々の計画に影響が出たところがございます。

8月23日には国交省河川整備課長が、瀬尻・久料谷地区と谷地区を視察いただき、治水事業の加速化を要望したところがございます。

7月21日に投開票された第25回参議院選挙では投票率も大きな焦点でありました。島根県の投票率は54.04%で大きく低下しました。また高知県と合区の徳島県は38.59%と異常な事態となっており、早急に合区解消が必要であります。当選された舞立昇治参議院議員ならびに三浦靖参議院議員のご活躍を期待しております。

8月14日には川本町成人式を挙行し18人の新成人を祝いました。全英女子オープンゴルフを二十歳の渋野日向子選手が制しました。明るく爽やかなプレースタイルで、久々に鮮度高く「新人類」と呼ぶ声を聞きました。「笑顔」には自らや周りを幸せにする不思議な効用があると言われていますが、うだるような暑さの中、さわやかな風のような爽快感と清涼感を覚えたところがございます。

今の私達には予測も出来ない未来の時代を担っていく若い皆さんが、笑顔でたくましく夢に向かって邁進されることを願っております。

弓町地区の魅力化につきましては、7月に防災面から全体ワークショップを行い、8月には商工会・医療機関と将来像を共有する「ビジョン」について、総合的・戦略的に協議しております。今後は、これまでのワークショップの意見等を踏まえ、地区全体の居住、施設、医療連携等の要素を勘案し、ソフト・ハード両面においてコンパクトなまちづくりを進める具体的なマスタープランを作成し、協議を進めて参ります。

業務改善委員会では、各課毎の課内ミーティング等を通じて、問題に向かう姿勢や視点の状況並びに組織として業務にあたることの意義などを改めて学ぶと共に、施設管理をはじめとする、町として抱えている中・長期の問題についても、取り組むこととしております。

々

次に、平成30年度の決算についてご報告申し上げます。

はじめに、平成30年度の普通会計支出額は、41億3,947万1千円で前年度より4.5%増加しております。

番外
三宅町長

要因としましては、7月豪雨災害復旧関連事業費総額で約1億2,000万円を要したことがあげられます。

実質収支額は、5,771万8千円の黒字で、29年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1,463万4千円のプラス、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支も、1,693万4千円のプラスとなりました。

基金につきましては、財政調整基金230万円、減債基金2,608万8千円、公共施設等総合管理基金7,969万6千円の積み立て等により、30年度末の基金残高は21億7,094万5千円となり、前年度末より1億8,648万7千円増加しました。

地方債につきましては、4億8,043万7千円の借入れを行い、平成30年度末地方債現在高は対前年度より7,255万9千円増の44億8,796万7千円となりました。

經常収支比率は、前年度より1.8%プラスの92.7%となっております。

々

次に、財政健全化を判断する4つの指標について申し上げます。

はじめに、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、いずれも黒字決算であるため数値は生じておりません。

「実質公債費比率」は、前年度より0.3%増の7.2%、「将来負担比率」は、前年度より2.3%減の13.6%となりました。

これら4指標は、いずれも良好な数値であります。引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

々

次に、平成30年度町税等の収納状況について申し上げます。

個人町民税の収納率は99.6%で、対前年度0.3%増。滞納繰越分を合わせた収納率は97.5%で、対前年度0.2%増。元年度への累計繰越額は252万2千円となっております。

固定資産税の収納率は97.6%で、対前年度0.3%増。滞納繰越分を合わせた収納率は91.4%で、対前年度0.8%増。元年度への累計繰越額は1,196万円となっております。

軽自動車税の収納率は98.5%で、対前年度0.7%減。滞納繰越分を合わせた収納率は97.0%で、対前年度1.0%減。元年度への累計繰越額は37万1千円となっております。

国民健康保険税の収納率は98.8%で、対前年度0.9%増。滞納繰越分を合わせた収納率は84.8%で、対前年度0.5%減。元年度への累計繰越額は906万4千円となっております。

後期高齢者医療保険料の収納率は99.8%で、対前年度0.1%増。滞納繰越分を合わせた収納率は99.3%で、対前年度0.2%増。元年度への累計繰越額は27万7千円となっております。

番外
三宅町長

次に、令和元年度普通交付税の算定結果について申し上げます。

普通交付税につきましては、17億2,059万1千円で、対前年度2.9%増、4,884万円の増額となりました。また、臨時財政対策債の発行可能額は、6,105万9千円で、対前年度26.1%減、2,157万8千円の減額となりました。

普通交付税と臨時財政対策債を合わせると17億8,165万円で、対前年度1.6%増、2,726万2千円の増額となっております。なお、県内平均は1.8%の減であります。

この増額の要因は地方債の元金償還に伴う算入額が3,789万1千円増加したことであり、これを除いた実質の交付税額は、対前年度0.8%減、1,062万9千円の減額となります。

なお、当初予算と比較した場合、普通交付税は4,816万4千円の増、臨時財政対策債発行可能額は2,781万8千円の増となりました。増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額への充当を予定しております。

々
それでは、町行政の主な動きについて順次ご報告申し上げます。

々
まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてでございます。

々
はじめに、農産物の作柄について申し上げます。

令和元年産米の作柄でございますが、田植え時期の水不足で三原地域では、作付けができない田もございましたが、管内全体としては平年並みが見込まれているところでございます。

エゴマや西条柿につきましても、今後の雨や台風などの状況にもよりますが平年並みが見込まれております。

々
次に担い手対策について申し上げます

地域おこし協力隊制度を活用して、10月から園芸品目に取り組む研修生が1人来町する予定であります。本年度の新規担い手対象者は、地域おこし協力隊が2人、Uターンによる親元での研修者が2人となっております。

集落営農法人では、ドローンの導入の取り組みと、畦畔草刈りの省力化の先進地視察を、8月19日に浜田市で2組織8名の参加で行いました。担い手不足や高齢化への対応について今後さらに集落と協議を進めてまいります。

8月4日には、島根県主催の「しまね就農相談バスツアー」に参加し、本町でも農業体験をして頂きました。

認定農家を支援する町単独事業の農業経営安定支援事業では、エゴマ1件、水稻4件、畜産1件の申請があり、機械・設備設置補助を行ってまいります。

- 番外
三宅町長 次に森林整備事業について申し上げます。
本年度から施行された森林経営管理法により、森林所有者から約30ヘクタールの受託を検討中でございます。
この事業の推進には島根県が設置した「森林経営推進センター」の支援を受けながら、現地の確認や進行管理を行っていくこととしております。
- 々 次に、商工業の振興について申し上げます。
地域商業等支援事業には、起業支援1件と事業承継2件の申請があり、担い手支援を行っております。令和元年度の弓市ビジネスチャレンジコンペティションは、9月2日から募集を開始しております。
- 々 次に観光振興について申し上げます。
7月13日から15日の3日間、笹遊里や江の川、旧三江線などの観光資源を活用したアウトドアイベントを川本町観光協会主催で行いました。期間中600人を超える参加がございました。
- 々 次に川本町総合交流ターミナル施設の運営について申し上げます。
5月25日の営業開始以降の利用者は、順調に推移しております。また、送迎付きの宴会やビアガーデンを実施し、集客に取り組んでいるところでございます。
- 々 つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。
- 々 はじめに、定住促進住宅整備について申し上げます。
今年度に計画している定住促進住宅の整備につきましては、因原地区の民有地において2戸の建設を検討しているところでございます。土地購入などの手続きが整い次第、速やかに建築工事の入札、また、入居者の募集を行い来年4月には新しい住民の方をお迎えできるように事業を進めてまいります。
- 々 次に、道路整備事業についてご報告申し上げます。
県道事業につきましては、ご報告申し上げます。
主要地方道仁摩邑南線久座仁地内の法面復旧工事につきましては、7月末に工事完了予定でしたが、高圧線の移転等が必要になったため、年度内工事完了予定となっております。
主要地方道川本波多線三島側の法面復旧工事につきましては、10月に工事完了予定でございます。また、川本大橋から中央駐車場間の歩道拡張工事につきましては、法面復旧工事終了から着手し、来年8月末に工事完

番外

三宅町長

了予定となっております。

同じく主要地方道川本波多線の多田トンネル工事につきましては、既に貫通しており、10日に貫通式が行われる予定となっております。

一般県道川本大家線、谷戸地内の新設道橋梁下部工事につきましては、年度内完成予定となっております。

一般県道別府川本線、久座仁・谷戸間、仙岩寺下につきましては、落石対策を行うため、当分の間、通行止めとなる予定となっております。

町道事業につきましては、中倉日向線道路改良工事を継続して実施し、三原古市線道路改良工事につきましては、本年度末完成を目指して、工事を進めております。

々

次に、簡易水道事業について申し上げます。

久座仁・多田間、配水管布設替工事を8月に発注する予定でしたが、県道仁摩邑南線の法面復旧工事が工期延期になったため、布設替工事の発注を延期することといたしました。

々

次に、水防災・治水対策について申し上げます。

国の国土強靱化計画の一環として、江の川の増水に備え、樹木の伐採が行われる予定となっております。また、因原堤防においては、堤防強化のための調査が行われる予定となっております。

「江の川水系河川整備計画」により、本年度より瀬尻・久料谷地区水防災事業における詳細設計及び用地調査が行われております。

谷地区につきましては、昨年度より県において矢谷川の治水計画が具体的に検討されております。国に対しても県と協調して事業の早期着工を強く要望しているところでございます。

国・県への要望活動といたしましては、江の川下流域治水期成同盟会として7月2日に中国地方整備局、7月25日・26日に国土交通省、県選出国會議員、8月2日には島根県知事をはじめ関係部局に対して行っております。

々

つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、消防団夏季訓練について申し上げます。

川本町消防団では、7月7日に三島運動公園で、夏季訓練を行いました。訓練には団員72名が参加し、土嚢づくりやロープワークなどの訓練を行いました。

々

次に、交通安全郡民大会について申し上げます。

番外
三宅町長

秋の全国交通安全運動に呼応し、9月20日に交通安全郡民大会が悠邑ふるさと会館で開催されます。

「広げよう 事故ゼロおちの 思いやり」のスローガンのもと、交通安全の取り組みがより一層広がることを願っております。

々

つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、高齢者福祉について申し上げます。

本町の高齢化率は、8月末現在で45.1%となり、前年同期と比較して、0.1%増となっております。

90歳以上の方は175人で、総人口に占める割合は、5.3%となりました。100歳以上の方は8人で全て女性の方であります。町内の最高齢者は106歳の方であります。

長寿を祝って、90歳の方34人、95歳の方12人、100歳以上の方8人へ記念品を贈呈するとともに、今年100歳を迎えられる2人の方へ、内閣総理大臣からの記念品を伝達させていただきます。

地域包括ケアシステムの一つである介護予防としてのサロン運営の状況でございますが、三原地区での「三原の郷 未来塾」による運営の他、弓市地区では「サロン弓屋」、因原地区では「サロンいんばら」、馬野原地区では「サロン虹」を実施しております。特に8月23日のサロン弓屋では、地域医療の実習にきていた東邦大学医学部の学生8人と共に参加し、図書館職員による紙芝居等で高齢者との交流を深めました。また、新たに多田地区においてもサロン活動が始まりました。こうした気軽に集うことができる活動が、各地に広がるよう機運を高めてまいります。

々

次に、健康づくりについて申し上げます。

7月3日、悠邑ふるさと会館において国保連合会との共催による健康づくり講演会「お達者落語会」を開催しました。笑いと健康をテーマに、医学博士で落語家の「春雨や落雷」さんはるさめ らくらいによる落語と講演があり、約160人の参加者の方が楽しく健康について考える良い機会となりました。

々

つづいて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

川本中学校の吹奏楽部は、8月2日に出雲市で開催された全日本吹奏楽コンクール島根県大会・中学校小編成の部において上位2校に選ばれ、8月25日に山口県周南市で開催された中国大会に出場し、金賞を受賞しまし

番外

三宅町長

た。

また陸上部では、2年生の安部^{あべこうき}暁生さんが島根県大会1500メートルで好成績を記録し、中国大会へ出場しました。

々

次に、学校設備の整備について申し上げます。

児童生徒の安全対策として、国がブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を措置しました。本町の小中学校では、普通教室のエアコン設置は100%完了しておりますが、この交付金を活用して、小学校では理科室と図工室、中学校では美術室、調理室、音楽室、相談室、会議室にエアコンを整備することとし、夏休み中に完了しました。

そのほか、小学校では児童用トイレの洋式便器増設のほか、屋体浄化槽の更新、大型遊具の設置などを完了し、中学校では、教室棟のベランダ手すり塗装や1階男子トイレの改装などを行っております。

々

次に、人権教育について申し上げます。

8月19日に川本町同和教育推進協議会の総会を開催し、総会後の研修会で、安来市在住の日野^{ひのきよと}清人さんを講師に迎え『私の思い』～出会いから学び得たもの～と題して講演をいただきました。差別の現状を、ご自身の経験も交えながらお話いただき、正しい知識を正しく学び、差別の現実を学び続けていくことの大切さを考える貴重な時間となりました。

々

次に、社会教育活動について申し上げます。

ふるさと教育の一環として、8月1日から2泊3日で湯谷地区において「かわもとサマーキャンプ」を実施しました。参加者は20人で、島根中央高校生8名を含む支援者15人の協力を得ました。

また、西公民館では、6月30日に旬の初鯉を使って鯉のタタキを調理する体験などを行い、地域のお年寄りから子どもまで37人が参加し楽しく交流を行いました。

また、北公民館では、6月30日に、あおぞら公民館を開催し、地域の皆さん約250人の参加がございました。

々

次に、社会体育の推進について申し上げます。

6月23日に、第44回川本町親睦バレーボール大会を、男子の部7チーム、女子の部4チームの参加で開催し、男子は日の出チーム、女子は本町チームが優勝しました。

7月20日から8月25日までの町民プールの利用者は、1,146人でした。

5月19日に益田市で開催されました第20回島根県障がい者^{どいたいよう}スポーツ大会の陸上競技で、石見養護学校高等部2年の土居太陽さんと、3年の

- 番外
三宅町長
- わたづなおや
渡津直也さんが、上位入賞を果たし、10月12日に開催されます第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」へ県代表として出場することが決まっております。
- 々
- 次に、文化振興について申し上げます。
7月7日に陸上自衛隊第13音楽隊による吹奏楽コンサートを、700人を超す観客で盛大に開催しました。また、前日には川本中学校と島根中央高校の吹奏楽部員への指導も行っていただきました。
- 々
- 次に、かわもとおとぎ館について申し上げます。
開館から20年が過ぎており、ボイラー設備や客室の改修を計画しております。10月中旬から、一部施設を除いて閉館といたします。町民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 々
- 次に、文化財保護について申し上げます。
島根大学名誉教授の井上 寛司^{いのうえ ひろし}先生が執筆されている「中世川本・石見小笠原氏関係史料集」の発刊にむけて準備が進められております。この史料集は、石見小笠原氏に関する初めての史料集となり、発刊に合わせて講演会などの開催も検討しております。
- 々
- つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。
- 々
- はじめに、島根中央高校魅力化について申し上げます。
島根県と連携して大阪・東京・名古屋・福岡での募集活動に取り組んでおります。7月に行われましたオープンスクールには県内外の中学校から101人の参加がありました。なお、来年度の入学定員が一学級35人となり、15人の増となりました。
8月に鹿児島県伊佐市で開催された全国高等学校総合体育大会カヌー競技において、男子カヤックフォア500mに出場した、小鏑 亮太^{こやり りょうた}君、齋藤 哲一^{さいとう てっひと}君、中野 湧田^{なかの わくた}君、平田 修希^{ひらた しゅうき}君のチームが2位に、男子カヤックシングル500mに出場した小鏑 亮太^{こやり りょうた}君が7位に入賞を果たしました。
- 々
- 次に、姉妹都市交流について申し上げます。
坂町との子どもスポーツ交流を、8月22日から2日間、広島県の国立江田島青少年交流の家で実施し、カッターボート体験や海ほたる観察をとおして、交流を深めました。
- 々
- 次に、企業誘致について申し上げます。

番外 三宅町長	<p>株式会社三協は、島根川本工場の職員が28人となっています。学校訪問や同社での会社説明会など、人材確保に向け支援を行っております。</p> <p>有限会社 W i l l さんいんが運営するかわもとテレワークスペースでは、現在川本町民をはじめ49の方がテレワーカーとして登録されております。今後も、登録ワーカーのスキルアップとより高度な業務受注が可能となるよう町としても引き続き支援を行ってまいります。</p>
々	<p>次に、ふるさと納税について申し上げます。</p> <p>6月からふるさと納税の制度が改正されたことによる寄付額の再設定の影響や、主力商品のエゴマ油が売り切れになったことなどにより、7月までの寄付額は前年対比でみますと58%となっております。</p> <p>返礼品開発では、エゴマ関連の新規バリエーションや、弥山荘体験型商品を提供し、様々なニーズにマッチした返礼品を開発しております。</p> <p>また、川本町の特産でございます西条柿の取り扱いや、エゴマの葉を使った商品も他町との連携商品として採用し、町内産品の活用及び寄付額アップに向けて商品の開発を行っております。</p> <p>今後も、「ふるさと川本町」への思いを大切にしながら制度を効果的に活用してまいります。</p>
々	<p>次に、公聴・広報について申し上げます。</p> <p>6月、7月に町内3箇所で実施しました「まちづくり意見交換会」では、町民の皆様から貴重な意見をいただき、主な内容については広報でも紹介し、情報共有を図ったところでございます。今後も、あらゆる機会を活用し、町民の皆様のご意見を町政運営に活かしてまいりたいというふうに考えております。</p>
々	<p>今定例会に提案しました案件は、予算案件4件、決算案件6件、人事案件2件、その他案件31件でございます。</p> <p>後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、「町長行政報告」を終わります。</p>
々	<p>お諮り致します。</p> <p>この際、日程第5、「議案第58号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第47、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略致します。

々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案の説明を求めます。

々 日程第5、「議案第58号」から、日程第8、「議案第61号」について説明を求めます。番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課長 「議案第58号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」説明いたします。
今回の条例制定は、地方公共機関における、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するために、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例を制定するものでございます。
今回の法律では、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものです。
併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものです。7ページの資料をご覧ください。
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要でございます。(「7ページ？」の声)失礼しました。8ページの資料をご覧ください。
地方公務員法の一部改正では、適正な任用等を確保することとされております。具体的には、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、全国的には臨時・非常勤職員が増加しており、中には任用制度の趣旨に沿わない運用が見られたり、適正な任用が確保されていないとして、まず1つ目は、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を行うこととされ、法律上、「特別職」の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されます。
また、「臨時的任用」については、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されます。
2つ目は、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を行うこととされ、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化されることとなりました。
地方自治法の一部改正では、会計年度任用職員に対する給付について規定され、地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であつ

番外左田野
総務財政課
長

ても期末手当が支給できないため、適正な任用等の確保を図った上で、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるように、規定の整備が行われます。

9ページをご覧ください

左側が、現行の地方公務員法での位置づけですが、改正地方公務員法では、右側の中ほどにあるように、第22条の2が新設され、会計年度任用職員について、位置づけ等が明示されます。

その上で、これまでの特別職非常勤職員については、想定する職等を明示し限定されることとなり、一般職非常勤職員や臨時的任用職員についても、その取扱いが厳格化されます。

下段に示しているように、会計年度任用職員については、任期は、会計年度（4月～3月）内で、最長1年の任用となりますが、1年経過後の再度の任用は可能でございます。フルタイムとパートタイムで、給与等の違いはありますが、期末手当の支給については双方とも支給できることが規定されました。

このように、会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に大きく別れており、条例においては、その両方について規定することとしておりますが、川本町においては、現在の嘱託職員は、全てパートタイム会計年度任用職員に分類されるものと考えております。

具体的な報酬額や勤務条件等は、規則で定めることとなっておりますが、基本的には、現在の嘱託職員の報酬や勤務条件等に合わせる形で定めていくこととしております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第59号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」、説明いたします。

今回の条例改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを受け、長時間労働を是正するために、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正するものです。

後ろにあります、新旧対照表をご覧ください。

条例の改正としましては、「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」旨の一項を条例に加えるものです。

具体的な、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限につきましては、国家公務員の基準に準拠した形で、規則で定めていくこととしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第60号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、説明いたします。

番外左田野
総務財政課
長

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正のうち、第3条につきましては、これまで運用で行っていた、通勤者の団員任命について、条文に明記したものでございます。

第6条、第7条につきましては、これまで川本町では「欠格事項」と「分限」について定めておりませんでした。このたび国が示す「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の例が改正され、成年後見人等の要件が削除される等の改正が行われましたので、その改正後の例示に合わせ、本町の条例にも「欠格事項」と「分限」に関する条文を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

々

「議案第61号、川本町集落集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします。

今回の改正は、消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴う条例改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

この条例では、20か所の集会所の設置及び管理について定めておりますが、部屋の料金につきましては、別表で共通の金額を定めております。

今回の改正では、その利用料を新旧対照表のとおり改訂するものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第9、「議案第62号」から、日程第11、「議案第64号」について説明を求めます。番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長

それでは、「議案第62号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明をいたします。

本議案は、条例で定めている、工事負担金等の料金を改正するものでございます。改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第11条「工事負担金」、第15条「基盤施設の利用」、第16条「広告及び宣伝」に負担金等の料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第63号、三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明をいたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでござい

番外杉本まちづくり推進課長	<p>ます。改正の内容につきましては、2ページ以降の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第6条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、「議案第64号、川本町公共交通事業者用バス車庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでございます。改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第8条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、日程第12、「議案第65号」から、日程第16、「議案第69号」について説明を求めます。番外湯浅産業振興課長。</p>
番外湯浅産業振興課長	<p>それでは、「議案第65号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。</p> <p>本議案は、条例で定めている、当該施設の利用料金を改正するものでございます。なお、施設は川本町川下尾原<small>かわくだりおぼら</small>に設置してあるものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第13条に利用料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、「議案第66号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。</p> <p>本議案は、条例で定めている、当該施設の利用料金を改正するものでございます。施設は川本町三俣の三俣地区農産物処理加工施設でございます。</p> <p>改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第12条に施設利用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、「議案第67号、川本町農村公園の設置及び管理に関する条</p>

番外湯浅産
業振興課長

例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の利用料金を改正するものでございます。施設は川本町川下の笹畑農村公園及び川本町因原のインフォメーションセンター川本に隣接の因原農村公園でございます。

改正の内容につきましては、2ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

本条例の第11条に利用料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。2ページの別表第1は施設の利用料金でございます。3ページの別表第2は広告ですとか行商などの行為や、施設内への占有の場合の利用料金を定めたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第68号、川本町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の利用料を改正するものでございます。施設は川本町川下の農村公園笹遊里の本館部分でございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第11条に施設利用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第69号、川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の利用料を改正するものでございます。なお施設は川本町湯谷の川本町穀類乾燥調製施設ライスセンターでございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第7条に利用料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第17、「議案第70号」から、日程第19、「議案第72号」について説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長

それでは、「議案第70号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

5ページの説明資料をご覧くださいませ。提案理由でございますが、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等が一部改正され、婚姻な

番外高良町
民生活課長

どにより氏に変更があった場合には、希望により申請の手続きをしていた
だくことで、住民票やマイナンバーカードなどに、旧氏を併記することが
できるようになります。

この施行令等の改正に準拠し、本議案は、こうした旧氏併記の手続きを
された場合には、印鑑登録においても、旧氏での登録を可能とすること、
また、印鑑登録証明にも旧氏の併記ができるよう、所要の改正をおこなう
ものでございます。なお、登録できる印鑑は、1人1個という考え方は変
わりません。

次に、改正の概要ですが2つあります。旧氏の印鑑でも印鑑登録ができ
る、印鑑登録証明にも旧氏の併記ができる、という内容です。

条例の施行日は、令和元年11月5日です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第71号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本議案は、条例に定めている、一般廃棄物の収集処分にかかる手数料を
改正するものでございます。

改正の内容は、2ページの新旧対照表をご覧くださいませ。

本条例の別表に、その収集処分手数料を定めておりますが、このたびの
消費税法の改正に伴い、その額を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和元年10月1日ですが、経過措置と致
しまして、施行日以後に行う収集処分に係る手数料で、施行日前に納付す
るものについては、従前の例によることとしております。従いまして、9
月末までに購入された指定ごみ袋は、10月以降、差額を追加することな
く、使用していただくこととなります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第72号、川本町谷戸小集落地区水道給水条例の一部
を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本議案は、条例に定めている、当該水道の使用料を改正するものでござ
います。

改正の内容は、2ページの新旧対照表をご覧くださいませ。本条例の別
表に、その使用料を定めておりますが、このたびの消費税法の改正に伴い、
その額を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和元年10月1日ですが、施行日前から
継続して使用している期間の料金で、令和元年10月1日から同年10月
31日まで間にメーター検針において算定された料金については、従前の
例によることとしております。従いまして、10月に行う検針は、8月、
9月のふた月分の使用で、これは、従前の消費税8%の料金となります。

番外高良町
民生活課長

そして、12月に行う検針が、10月以降の使用分となりますので、改正後の消費税10%の料金となります。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第20、「議案第73号」から、日程第23、「議案第76号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第73号、川本町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。
本議案は、消費税法の改正に伴い、条例で定めている当該施設の利用料金について改正するものでございます。
改正内容につきましては、2ページの新旧対照表ををご覧ください。
本条例の第10条別表にて利用料金を定めておりますが、新旧対照表にありますとおり、別表の額を改正するものでございます。
なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。
以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、「議案第74号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。
本議案は、消費税法の改正に伴い、条例で定めている当該施設の利用料金について改正するものでございます。
改正内容につきましては、2ページの新旧対照表ををご覧ください。
本条例の第11条別表にて利用料金を定めておりますが、新旧対照表にありますとおり、別表の額を改正するものでございます。
なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。
以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、「議案第75号、川本町久座仁老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。
本議案は、消費税法の改正に伴い、条例で定めている当該施設の利用料金について改正するものでございます。
改正内容につきましては、2ページの新旧対照表ををご覧ください。
本条例の第11条別表にて利用料金を定めておりますが、新旧対照表にありますとおり、別表の額を改正するものでございます。
なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

番外櫻本健
康福祉課長

々

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、「議案第76号、川本町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。

本議案は、消費税法の改正に伴い、条例で定めている当該施設の利用料金について改正するものでございます。

改正内容につきましては、2ページの新旧対照表ををご覧ください。

本条例の第11条別表にて利用料金を定めておりますが、新旧対照表にありますとおり、別表の額を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、日程第24、「議案第77号」から、日程第28、「議案第81号」について説明を求めます。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地
域整備課長

それでは、「議案第77号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、条例で定めている水道使用料等の改正、及び本条例の上位法の改正により、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第10条「工事の施工」につきましては、水道法施行規則令の改正により、条ずれが生じたので、本町条例を改正するものでございます。

本条例の第27条「料金」に、水道料、量水器使用料の料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正に伴い、その金額を改正するものでございます。

第33条「手数料」につきましては、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定におきまして、更新制が導入されましたので、更新の手数料「3,000円」を追加するものでございます。

本条例34条「分担金」につきましては、この度の消費税法の改正に伴い、その料金額を改正するものでございます。

なお、施行期日は、令和元年10月1日からでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第78号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「水道法に基づく技術上の監督業務を行うものを置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例の上位法の改正により、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

番外宇山地 域整備課長	<p>本条例の第3条「布設工事監督者の資格」につきましては、技術士法の改正により、本条例から「または水道環境」を削るものでございます。</p> <p>なお、施行期日は、令和元年10月1日からでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
々	<p>次に、「議案第79号」について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、「川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。</p> <p>本議案は、条例で定めている使用料の改正をするものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第3条関係の別表に「使用料」料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正に伴い、その金額を改正するものでございます。</p> <p>なお、施行期日は、令和元年10月1日からでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
々	<p>次に、「議案第80号」について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、「川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。</p> <p>本議案は、条例で定めている利用料の改正をするものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の別表1に「川本公園管理棟」、別表4に「川本町民球場」、別表5に「川本町民プール」の各利用料金を定めておりますが、この度の消費税法の改正に伴い、その金額を改正するものでございます。</p> <p>なお、施行期日は、令和元年10月1日からでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
々	<p>次に、「議案第81号」について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、「川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。</p> <p>本議案は、条例で定めている占用料の額を改正するものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>本条例の第2条に「占用料の額」を定めておりますが、この度の消費税法の改正に伴い、その金額を改正するものでございます。</p> <p>なお、施行期日は、令和元年10月1日からでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第29、「議案第82号」から、日程第34、「議案第87号」について説明を求めます。番外瀬上教育課長。</p>
番外瀬上教	<p>それでは「議案第82号、川本町郷土資料館設置及び管理に関する条例及</p>

育課長

び川本町郷土資料館の休止に関する条例を廃止する条例の制定について」説明いたします。

川本町郷土資料館は、本町の重要な資料を保存すると共に、重要な遺産として後世に伝える為の資料館として、昭和55年に整備された施設でございます。その後、施設の老朽化に伴い、施設機能を十分に発揮する為には大規模な改修が必要である事などを勘案し、平成26年4月から休止しており、この度、施設を廃止する条例を制定するものです。

なお、廃止後につきましては、建物、基礎を撤去し更地にする予定としております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第83号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

2ページ目、新旧対照表をご覧ください。

本議案は、平成26年4月に悠邑ふるさと会館が川本町の財産になったことから、設置に関する文言の一部を削除するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第84号、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第9条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第85号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の第6条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第86号、川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでござい

番外瀬上教育課長 ます。
 改正の内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表をご覧ください。
 本条例の第9条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。
 なお、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。
 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々
 続きまして、「議案第87号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。
 本議案は、条例で定めている、当該施設の使用料を改正するものでございます。
 改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。
 本条例の第8条に施設使用料を定めておりますが、この度の消費税法の改正にともない、その額を改正するものでございます。
 なお、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。
 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長
 ここで、暫時休憩といたします。10時55分より再開をいたします。
 (午前10時43分)

議 長
 会議を再開します。 (午前10時55分)

々
 ただいま「議案第84号」について、教育課長から訂正があるとの申し出がありましたので、発言を許可します。番外瀬上教育課長。

番外瀬上教育課長
 たいへん申し訳ございません。「議案第84号、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。3ページをお開き下さい。3ページ新旧対照表でございますが、すみません、失礼いたしました。1ページでございます。1ページの下の方でございます。ホワイエの全日、9時～22時、6,930円となっております。こちらの金額が6,600円でございます。
 続きまして、3ページ、新旧対照表でございます。改正後の下の方のホワイエでございます。ホワイエの前日6,930円と書いております。これが6,600円の誤りでございます。たいへん申し訳ありません。失礼いたしました。

議 長
 続いて、日程第35、「議案第88号」について説明を求めます。
 番外左田野総務財政課長。

番外左田野
 「議案第88号、令和元年度川本町一般会計補正予算(第3号)」について

総務財政課
長

説明させていただきます。

このたびの補正予算では、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ66,352千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,618,584千円とするものでございます。内容につきましては、予算説明資料で説明しますので、まず19ページをご覧ください。

歳出から、補正のうち主なものを説明させていただきます。

総務費では、公共施設等総合管理基金29,000千円は、前年度からの繰越金の2分の1を積み立てるものです。邑智郡総合事務組合負担金は、人事異動等に伴う総務課負担金1,006千円、システム改修等に伴う情報システム課負担金1,267千円です。まげなねっと加入者用支給機器購入費2,136千円は、故障等により機器に不足が生じる見込みとなったため備品の購入費です。悠邑ふるさと会館自動開閉扉修繕費2,136千円は、入口自動ドアの修繕費です。（「これ、金額が。修繕費の金額をもう一度」議長の声）失礼しました。修繕費1,232千円でございます。失礼しました。これは入口の自動ドアの修繕費でございます。続きまして、法律顧問業務委託費438千円は、個人情報保護や情報公開、税務に関することなど様々な相談事項が生じており、町村会の顧問弁護士に相談してきておりますが、松江市のため遠かったり、2回目以降の相談が有料になるため、利用しづらい状況にありました。その上、事故に関して訴訟となった事案も発生していることから、事案に対して厳格に対応するため、法律事務所と直接契約し、法的な見解も含めて相談できる体制を作るための費用でございます。続いて、旧江川荘跡地土地分筆手数料390千円は、この土地を分譲するにあたり必要な分筆費用経費で、土地の売却費に含むこととしております。民生費では、前年度事業費確定による返還金をそれぞれの項目に計上しております。それ以外では、児童扶養手当給付費3,215千円は、手当の支給が4ヶ月に一度から、2ヶ月に一度になったことに伴い今年度の支給月数が増えることなどに伴う増額です。保育所完全給食副食費補助金2,025千円は、10月からの国の保育無償により実費化され保護者負担となる副食費分を補助するものでございます。これにつきましては、保育所への給付費から減額されることとなるため、子どものための教育・保育給付費から、同額の2,025千円を減額しております。制度改正に伴う生活保護システムの改修委託費1,232千円と、障害児福祉管理システム改修委託費162千円は、制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。未婚の児童扶養手当受給費に対する臨時・給付費88千円は、消費税増税に伴う臨時給付の経費でございます。

衛生費の平成30年7月豪雨災害廃棄物処理事業費660千円は、豪雨災害の被災者のうち公費解体を希望された方のための設計委託費です。なお、この公費解体に伴う工事費9,396千円を自費解体用の補助金から工事費に組替えております。

農林水産業費の大田邑智地区広域農道保全対策事業負担金2,500千円は、大邑農道の保全事業に対する負担金です。新農林水産振興がんばる地域

番外左田野
総務財政課
長

応援総合事業費200千円は、放牧バンクへの登録費用の補助です。

商工費の地域商業等支援事業費補助金1,111千円は、小売店等持続化支援事業の補助金で、当初予算で6,000千円を予算化しておりましたが、対象事業者が3件となったため不足分を補正するものです。

土木費は定住住宅整備事業費について、建設場所決定に伴い、用地購入費に4,111千円、設計監督委託費（監理委託費）に1,640千円、入居者募集チラシの作成費などに344千円を、建設工事費から組替しております。

教育費の郷土資料館解体工事費4,130千円は、建物、基礎、周辺フェンス等の解体経費でございます。

続いて18ページ、歳入をご覧ください。

町税は、固定資産税と軽自動車税の本算定に伴う補正です。地方特例交付金及び地方交付税は、今年度の交付額決定に伴う補正です。国庫支出金では、生活保護医療扶助費負担金2,020千円は、補助金確定に伴う前年度の追加交付金です。児童扶養手当給付費負担金1,072千円は、制度改正に伴う増額です。生活困窮就労準備支援等事業補助金715千円、障害者総合支援事業費補助金162千円は、システム改修に伴う補助金です。母子家庭対策総合支援事業費補助金87千円は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金分の補助金でございます。県支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金1,770千円は、システム改修費と事務費に対する補助金でございます。しまね結婚・子育て支援市町村交付金624千円は、完全給食の副食分の交付金です。地域商業等支援事業補助金370千円は、小売店等持続化支援事業に対する補助金です。新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費200千円は、放牧バンクへの登録補助に対する県補助金でございます。しまね市町村総合交付金310千円は、今年度分の交付決定による増額でございます。財産収入では、旧江川荘跡地売却に伴う土地売払い収入2,887千円を計上しております。繰越金57,718千円は、前年度繰越金でございます。諸収入では、過年度の介護保険事業費確定に伴う返還金1,598千円を計上しております。町債は、大邑農道整備事業分辺地債2,500千円と、臨時財政対策債の発行可能額増額分の27,818千円を計上しております。

上の段に戻りますが、繰入金では公共施設等総合管理基金繰入金4,130千円は、郷土資料館解体経費に充てるもので、雇用創出基金繰入金741千円は、小売店等持続化支援事業に充てるものでございます。財政調整基金86,200千円の減額は、今回の補正の歳入歳出の調整として、繰入金の減額を行うものでございます。

20ページをご覧ください。

上段は地方債の補正で、道路整備事業債2,500千円、臨時財政対策債27,818千円を計上したことによりまして、補正後の限度額の合計は、749,959千円となります。

番外左田野
総務財政課
長

下段は、基金の状況で、先ほど説明しました、財政調整基金や公共施設等総合管理基金などの補正によりまして、年度末の基金残高は2,058,522千円を見込んでおります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

左田野課長ちょっと、歳入の部で20の諸収入、過年度一部事務組合の負担金返還、これもう一度、金額を。

番外左田野
総務財政課
長

失礼いたしました。諸収入の過年度分でございますが、1,595千円でございます。失礼いたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第36、「議案第89号」から、日程第37、「議案第90号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第89号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ456,597千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。6ページをお開きください。

まず歳入についてですが、1款、国民健康保険税は本算定により1,374千円を減額し、財源不足について、13款、基金繰入金1,349千円を追加しております。また、14款、前年度繰越金747千円、15款、諸収入で国保連からの保険給付費等交付金返還金（普通交付金過年度分）1,549千円を追加しております。

次に歳出ですが、9款、基金積立金について、前年度繰越額の2分の1、374千円を積み立て、11款、諸支出金については、保険税還付金224千円と、前年度実績によります保険給付費等交付金返還金として普通交付金過年度分、特定健診過年度分あわせて1,673千円、計1,897千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、「議案第90号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、第1条として、平成31年度川本町後期高齢者医療特別会計予算における会計年度の名称について、改元日以降、当年度全体を通じて令和元年度と表示するものと、第2条において、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ933千円を追加し、歳

番外櫻本健
康福祉課長

入歳出予算の総額をそれぞれ133,646千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。6ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、1款、後期高齢者医療保険料は本算定により、特別徴収保険料が1,063千円の増額、普通徴収保険料は392千円の減額で、計671千円を増額しております。また、5款、前年度繰越金128千円、6款、諸収入で広域連合より入ります過年度分保険料還付金134千円を追加しております。

歳出については、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料分納付金として、本算定による増額分と前年度繰越額あわせて799千円を追加しており、また、3款、諸支出金で過年度分保険料還付金134千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

続いて、日程第38、「議案第91号」について説明を求めます。
番外宇山地域整備課長。

番外宇山地
域整備課長

それでは、「議案第91号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正と致しましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,532千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ198,667千円とするものでございます。今回の補正は、旅費の追加、非常用発電機設置工事、前年度繰越金の基金への積み立て等により、補正を行うものでございます。

内容につきましては、最終8ページに予算説明資料を付けておりますのでご覧下さい。

まず、歳出についてご説明申し上げます。一般管理費につきましては、災害を受けた機器の工場検査において、旅費を支出しましたので、今後の旅費の不足が見込まれるため、118千円を増額するものでございます。建設改良費につきましては、国の交付金、生活基盤近代化事業におきまして、非常用発電装置の申請が通りましたので、工事請負費29,120千円を増額するものでございます。設置箇所は因原、三俣、湯谷の3つの浄水場を予定しております。基金積立金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、2分の1以上の額、1,249千円を、水道事業基金に積み立てるものでございます。

(「金額をもう一度」議長の声あり)

失礼しました。1,294千円を水道事業基金に積み立てするものでございます。失礼いたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。国庫補助金につきましては、非常用発電機設置に係る国の交付金9,040千円を増額するものでございます。繰越金につきましては、前年度繰越金1,492千円が確定しましたので、前年度より繰り入れるものでございます。町債につきましては、非常用発電機設置に係る工事請負費の補助残の借入、簡易水道事業債11,000千円、過疎対策事業債

番外宇山地 域整備課長	9,000千円の増額でございます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	次に、日程第39、「議案第92号」から、日程第44、「議案第97号」 について説明を求めます。番外長田会計室長。
番外長田会 計室長	<p>それでは「議案第92号」から「議案第97号」につきまして、一括ご説明 申し上げます。</p> <p>本議案は、平成30年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算 認定で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付 して、議会の承認を求めらるるものでございます。</p> <p>それでは、各議案について説明させていただきます。</p> <p>最初に、「議案第92号、平成30年度川本町一般会計歳入歳出決算認定 について」でございます。</p> <p>決算書の2ページをお開きください。</p> <p>まず、歳入でございますが、調定額42億5千106万7千632円に対 しまして、収入済額は、42億1千121万7千603円となっております。</p> <p>不納欠損額につきましては、227万1千73円。収入未済額につきまし ては、3千757万8千956円となっております。</p> <p>続きまして歳出でございますが、4ページをお開きください。</p> <p>支出済額は、41億3千947万1千333円。翌年度繰越額は、8億8 千55万円。不用額は、8千15万9千667円となっております。</p> <p>続きまして、実質収支に関する調書でございますが、5ページをお開きく ださい。3番目の、歳入歳出差引額は、7千174万6千270円。翌年度 へ繰越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1千402万8千円を 差引いた実質収支額は、5千771万8千270円であり、この金額が繰越 金となっております。</p>
々	<p>では、続きまして、「議案第93号、平成30年度川本町国民健康保険事 業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。</p> <p>決算書の、1ページをお開きください。</p> <p>まず、歳入でございますが、調定額4億8千355万888円に対しまし て、収入済額4億7千396万2千579円となっております。</p> <p>不納欠損額につきましては、53万1千200円、収入未済額につきまし ては、905万7千109円となっております。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。</p> <p>支出済額は、4億7千321万4千663円。翌年度繰越額はございませ ん。不用額は、697万9千337円となっております。</p> <p>続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きく ださい。3番目の、歳入歳出差引額は、74万7千916円で、翌年度へ繰</p>

番外長田会
計室長

越すべき財源はございませんので、実質収支額は、74万7千916円となっております。

々 　　では、続きまして、「議案第94号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

　　決算書の、1ページをお開きください。

　　まず、歳入でございますが、調定額1億3千82万2千497円に対しまして、収入済額は、1億3千87万1千547円。収入未済額につきましては、マイナスの4万9千50円となっております。これは還付金の還付先が未確定によるもので、未返還に伴いマイナス表記となっております。

　　続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。

　　支出済額は、1億3千74万4千7円。翌年度繰越額はございませんので、不用額は、358万1千993円となっております。

　　続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、12万7千540円で翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、12万7千540円となっております。

々 　　続きまして、「議案第95号、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

　　決算書の、1ページをお開きください。

　　まず、歳入でございますが、調定額2億8千965万9千693円に対しまして、収入済額は、2億8千785万8千530円。収入未済額については、180万1千163円となっております。

　　続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。

　　支出済額は、2億8千636万6千338円。翌年度繰越額は、1億6千620万円。不用額は、157万2千662円となっております。

　　続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、149万2千192円で、翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、149万2千192円となっております。

々 　　続きまして、「議案第96号、平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

　　決算書の、1ページをお開きください。

　　まず、歳入でございますが、調定額、6千220万5千312円に対しまして、収入済額は同額の、6千220万5千312円で、収入未済額はございません。

　　続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。

　　支出済額は、6千220万5千312円で、不用額が、1万3千688円

番外長田会
計室長 となっております。
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。歳入歳出差引額^{ぜろ}0円が実質収支額となっております。

々 続きまして、「議案第97号、平成30年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。
決算書の、1ページをお開きください。
まず、歳入でございますが、調定額277万9千125円に対しまして、収入済額は、6万円。収入未済額は、271万9千125円となっております。
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。
支出済額は、6万円となっております。
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。歳入歳出差引額^{ぜろ}0円が、実質収支額となっております。

々 以上が、平成30年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出の決算額であります。
財産に関する事項につきましては、「議案第92号」の47ページ以降の、公有財産、物品、債権、基金ごとの調書に、平成30年度中における増減明細を。また、普通会計決算状況、主要施策の成果、健全化判断比率、資金不足比率を添付しております。
川本町監査委員による、川本町歳入歳出決算審査意見書につきましては、「議案第97号」のあとに添付しておりますので、ご確認願います。
なお、各会計ごとの詳細につきましては、後ほど設置予定の、決算特別委員会において説明をさせていただきます。

々 以上、平成30年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算についての、概要説明とさせていただきます。
ご審議を賜り、原案どおり認定して頂きますよう、よろしく願いいたします。

議 長 なお、決算審査意見書の報告について、後ほど設置予定の決算特別委員会において、監査委員さんよりご報告をいただくことになっております。

々 続いて、日程第45、「議案第98号」について説明を求めます。
番外瀬上教育課長。

番外瀬上教育課長 それでは、「議案第98号、工事請負契約の締結について」説明いたします。
本議案は、令和元年8月29日、指名競争入札に付した「川本町サウンド

番外瀬上教育課長 | ・アミュージウム改修工事」について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、川本町サウンド・アミュージウム改修工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額は、60,500,000円。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地1、株式会社オーサン 代表取締役 甚田尚氏でございます。

工事の内容は、ボイラー設備及び客室のエアコン、ユニットバス、トイレ等を改修します。改修の理由ですが、施設整備から21年経過し老朽化しており、故障や破損などが多くなっている為であり、管理運営上の理由によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 | 次に、日程第46、「議案第99号」について説明を求めます。
番外三宅町長。

番外 | 「議案第99号、教育委員会委員の任命について」。

三宅町長 | 下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、島根県邑智郡川本町大字川本900番地。

氏名、木村洋子。生年月日、昭和29年5月19日（生まれ）。

令和元年9月6日提出。川本町長 三宅実。

なお、任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までであります。よろしくお願い致します。

議長 | 次に、日程第47、「諮問第1号」について説明を求めますが、ここで地方自治法第117条の規定により、2番木村議員の退席を求めます。

（2番木村議員、議場より退席・退場）

議長 | それでは、執行部からの説明を求めます。番外三宅町長。

番外 | 「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」。

三宅町長 | 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、川本町大字川本537番地9。

氏名、木村慶五。生年月日、昭和20年10月19日生まれ。

令和元年9月6日提出。川本町長 三宅実。

議 長 よろしいですか。
はい、3番高良議員。

3番
高良議員 すみません、失礼しました。という事は、しつこいようですが、今の臨時職員さんに払っている給料の総額というのは、変化がないと理解しとってよろしいのでしょうか。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長 月額につきましては、現在おられる方が再任用職員として同じように採用された場合には同額になるものと考えております。ただそれに加えて今回、今後は期末手当等が対象になりますので、対象になる方についてはその部分は増額になると考えます。

議 長 よろしいです。
(「分かりました」の声あり)

々 他にありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 はい、それでは「議案第58号」の質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第59号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第60号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑はありませんか。
3番高良議員。

3番
高良議員 条例を改正される目的は消防団員も非常になり手が少なく、その実際のもし何かあった時になかなか町内に居られない方には、この川本町内で何かあった時に対応しにくいのではないかと考えるわけですが、その辺のところの実質的な出動が可能なのかどうかというのは検討されておるのでしょうか。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野 消防団の中とも相談しておりまして、例えば昼間の火事でありますと、逆

総務財政課長 　　に町内に在住しておられても、通勤しておられる方が居られないとかという事もありますので、総合的にみた時には協力していただいて、ボランティア精神の元に消防になって加入いただく??方には協力いただきたいと思います。またそういった事業所については消防団の協力事業所という事で指定をしております、そういうところと連絡とりながら消防団活動を支援したいと思います。

議 長 　　はい、3番高良議員。

3番高良議員 　　それでは、その住んで居られる所から、この川本町までの通勤の距離ですよね。だいたいどの程度までを想定されているんでしょうかね。

議 長 　　番外左田野総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 　　具体的にここまではどうだっという事まではちょっと決めておりませんが、そういった事がありましたら団長等と相談させていただきまして、その団員になっていただけるかどうかというのは審査して受理するとかを相談させていただきたいと思います。

議 長 　　よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい、他に質疑ありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 　　次に、「議案第61号、川本町集落集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑はありませんか。
（「・・・」）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 　　次に、「議案第62号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑ありませんか。
よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 　　次に、「議案第63号、三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

- 議 長 次、「議案第64号、川本町公共交通事業者用バス車庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次、「議案第65号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次、「議案第66号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑はありませんか。7番大畑議員。
- 々 議長にお願いしたいんですけども、「はい」の声あり）この施設の名前がちよっと一般には馴染みが薄い施設の名前で表現されておりますので、よく言われている、通常、言われている施設の名称を付けてちよっと言ってもらえませんか。（「はい」の声あり）
- 議 長 尾原の集会所ですか。66号。高齢者センターの、三俣。三俣の豆腐とかなんか作られる。
川本町三俣の三谷地区農産物処理加工施設だそうです。
次は、どこか。
農村公園は笹遊里。
- 々 はい、「66号」に質疑ありませんか。（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次、「議案第67号、川本町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これは笹遊里だそうです。
因原のインフォ。
失礼しました。笹遊里と道の駅の公園2つ。はい、両方だそうです。
はい、7番大畑議員。
- 7番大畑議員 これ、たぶん笹遊里のところだと思うんですけども、この有料施設等の名称というのがありますよね。それで、ターゲットバードゴルフ場というふうになってますけども、ターゲットバードゴルフ場があそこに有るのか。ターゲットバードゴルフが実際にやられているのか。それからグラウンドゴルフをする時には無料で良いのか、お伺いします。

議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	条例上はターゲットバードゴルフ場としておりまして、実際の利用は100%に近くグラウンドゴルフ場となっております。それで利用料金の無料というところなんです、これも運営上の関係で10月ぐらいから有害鳥獣の被害の関係で、ちょっとそこら辺も考慮したような運営となっております。
議 長	はい、7番大畑議員。
7番大畑議員	こういうのはね、こういう機会にもう直すべきだと思うんですけども、如何ですか。
議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	今回こういう議案を提出させていただき、ちょっと検討が必要かなというふうに思っております。
議 長	よろしいですか。はい、7番大畑議員。
7番大畑議員	これを機会にこういう、これに限らずね、次のところにもちょっと疑問が、次というのは、おたくの関係じゃない所かも知れませんが、ちょっと首を捻るようなところがあるので、現状に即さない表現になっているところは、現状に即した表現に直す必要があるんじゃないかなという事を申し上げておきます。
議 長	はい、他にありませんか。 (「・・・・」) はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	(「次は笹遊里。」局長の声) 次に、「議案第68号、川本町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。笹遊里の本館部分だそうです。質疑ありませんか。 (「・・・・」) はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	「議案第69号、川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。ライスセンターだそうです。 質疑はありますか。 (「ありません」の声あり)

議 長 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第70号」の質疑を行います。「川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑ありませんか。7番大畑議員。

7番 大畑議員 これは併記が可能になるという事で、実際に例えば私は大畑から名前が変わった時には、大畑という名前を併記する事は可能になるという事で、現姓についても両方書くというか、記入されるという事ですか。

議 長 はい、番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長 ちょっと例に例えますと「川本さん」が結婚して、「島根」になられました。それで印鑑証明のお話ですね。印鑑登録の。「川本さん」が結婚して「島根」になられて、まず本来であれば結婚された「島根」で登録されるんですが、そうではない旧姓、旧氏きゅうせい きゅううじという事になれば、「川本」で登録され印鑑証明の「川本」の印影が出てくる。名前はあくまでも「島根」で、旧氏「川本」という証明書になります。

議 長 はい、よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他にありませんか。はい、3番高良議員。

3番 高良議員 これは、今からそういう例えば結婚される方に適用されるのでしょうか。今、既にもう印鑑証明を持っておられて、持っているけれども自分はこういう表記が良いと言われる方にも適用されるのでしょうか。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長 もう既に婚姻されている方にも対象となります。新規のみではございません。（「はい」の声あり）

議 長 よろしゅうございますか。
（「はい」の声あり）

々 はい。他にありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第71号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑を行います。

- 議長 質疑はありませんか。
これはクリーンセンターのゴミの、ゴミ袋代金。
よろしですか。質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第72号、川本町谷戸小集落地区水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第73号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。
すこやかセンターだそうです。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第74号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。すこやかセンター。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第75号、川本町久座仁老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第76号、川本町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。朝霧館。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第77号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。2番木村議員。
- 2番 木村議員 すみません。2ページでちょっともう一度、お聞きしたいところがありますのでお願いします。第33条の新旧の関係で新規が3,000円ってというのがあったという事で、この件についてもう一度、ちょっとご説明願います。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 第33条の手数料につきましては、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の指定におきまして、更新性が導入されましたので、更新の手数料3,000円を追加するものでございます。今まで工事につきましては、更新については期限を定めておりませんでした。それでこの度の改正により期限が5年という事で定められましたので、その手数料を3,000円という事で追加をしたものでございます。以上です。

議 長 2番木村議員。

2番木村議員 この10,000円と^{かっごしんき}(新規)3,000円というのは、これはどういう事ですか。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 10,000円は新規の登録料でございます。
(「はい」の声あり)

議 長 よろしいですか。(「はい」の声あり)
他にありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第78号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」。
質疑ありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第79号、川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第80号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議 長 次に、「議案第 8 1 号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」。質疑はありますか。
 （「ありません」の声あり）
 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第 8 2 号、川本町郷土資料館設置及び管理に関する条例及び川本町郷土資料館の休止に関する条例を廃止する条例の制定について」。
 質疑はありますか。2 番木村議員。

2 番 廃止する後の更地にするというのは、今、説明を聞きましたけど、その後
 木村議員 の更地の後の後利用、それと以前も聞きましたけど、この郷土資料館に使っ
 ておられません、今後、川本町郷土資料館の設置等の考え方について、この
 2 点お願いします。

議 長 番外瀬上教育課長。

番外瀬上教 まず最初の更地の件でございますが、老朽化が指摘をされていて隣の家に
 育課長 倒壊するのではという事がございますので、早く解体するところ
 が命題でございますので、更地その後の利用については現在のところ未だ決
 まっておりません。それから今後、資料館をどうするかという事ございま
 すが、その事についても現地の所で新しく作るというような考えは未だ決ま
 っていないところです。以上です。

議 長 2 番木村議員。

2 番 郷土資料館というのは、どこの町にもですね自分の故郷のものを大事に保
 木村議員 管し、何らかの教育にも使われるという事が様々なところで行われておりま
 すので、是非、今後とも検討していただきたい。以上です。

議 長 はい、他にありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議 長 次に、「議案第 8 3 号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部
 を改正する条例の制定について」。質疑ありますか。
 （「ありません」の声あり）
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第 8 4 号、悠呂ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の
 一部を改正する条例の制定について」。質疑はありますか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第85号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第86号、川本町サウンド・アミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第87号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第88号、令和元年度川本町一般会計補正予算(第3号)」についての、質疑はありませんか。よろしいですか。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第89号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第90号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第91号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑はありませんか。2番木村議員。
- 2番 木村議員 また教えてほしいんですけど、8ページですね、歳出の関係で非常用発電機設置3つ。因原と湯谷、もうちょっと言われたと思うんですけど、他にその他そういう施設が簡易水道の施設のところの発電機の考え方についてお願いします。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 失礼します。設置予定のところは、因原と三俣と湯谷の浄水場を予定しております。こちらの浄水場につきましては、ポンプが必要で、地下から汲み上げる浄水場ですので、電気が止まりますとポンプが停まってしまいますので、そのために発電機を設置したという事でございます。浄水場につきましては、全てこれで発電機が設置できますので、残り中継ポンプ場があと3箇所、北佐木と田窪と中倉があるんですけど、そこも付けたいなと思っているんですけど、設置場所等はいろいろ問題がありまして今後ちょっと検討をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

議 長 2番木村議員。

2番木村議員 後半に仰いましたようにですね、そうなった場合にはですね、地域の町民に対して可成り被害が出ようかと思っておりますので、速やかに検討願います。

議 長 はい、他にありませんか。
（「ありません」の声あり）
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第98号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第99号、教育委員会委員の任命について」の質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 ここで2番木村議員の退席を求めます。

（2番木村議員、議場より退席・退場）

々 それでは、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」の質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。質疑ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 ここで、2番木村議員の出席を求めます。

議 長 (2 番木村議員、議場へ入場・着席)

々 以上をもって、全体審議、質疑を終了いたします。

々 ここで、暫時休憩をいたします。
午後の再開は、午後 1 時 0 0 分より、開会といたします。
(午後 0 時 0 1 分)

議 長 会議を再開します。(午後 1 時 0 0 分)

々 今朝ほど報告がございました「町長行政報告」の中で、訂正がございますので、訂正をお願いいたします。番外三宅町長。

番外 失礼します。今日、行政報告しておりますが、そこの 4 ページでございま
三宅町長 す。4 ページの中の上段から 5 行目、基金残高につきまして前年度と比較し
て、前年度より 1 億 8 千 6 百 4 8 万 7 千円増加しましたと書いておりますが、
ここにつきましては、1 億を消していただきまして、8 千 6 百 4 8 万 7 千円
増加したというふうに修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

議 長 はい、それでは、これより本会議に入ります。

々 日程第 4 5、「議案第 9 8 号、工事請負契約の締結について」の件を議題
と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第 9 8 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第 9 8 号」は、原案のとおり「可決」致しました。
「決定」致しました。

々 次に、日程第 4 8、「決算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」
の件を議題と致します。

議長

お諮り致します。

お手元に配布してあります「議案第92号」から「議案第97号」に関しては、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますが、定数9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに平成30年度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査をする事が出来ることに致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 よって本件については、9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに「決定」致しました。

々 ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。

々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ決定していただいておりますので、その結果をご報告します。

々 委員長に3番高良議員、副委員長に4番石川議員、以上のとおり、正副委員長に選任したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 そうしますと、正副委員長は、そのように選任をされました。

々 それでは続いて、日程第49「陳情第2号」の件を議題と致します。

々 本日までに受理しました陳情は、お手元に配布しております「陳情文書表」のとおりであります。

々 会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

々 以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(午後 1時05分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内

容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員